

令和 5 年 6 月 8 日現在

機関番号：32682

研究種目：挑戦的研究(萌芽)

研究期間：2018～2022

課題番号：18K18551

研究課題名(和文)自律的人工知能の法主体性

研究課題名(英文)Legal personality of autonomous AI

研究代表者

弥永 真生(YANAGA, MASAO)

明治大学・会計専門職研究科・専任教授

研究者番号：60191144

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 4,900,000円

研究成果の概要(和文):自律的な人工知能(AI)に権利能力、意思能力、行為能力、不法行為能力、犯罪能力(または受刑能力)、納税主体性(以下、便宜上、法主体性と総称する)を認める可能性を検討した。法人の法主体性が認められていること(権利能力・行為能力、法人自身の不法行為、法人税の課税根拠、法人に対する処罰)を念頭に置きつつ、自律的な人工知能に法主体性を認めないと何らかの不都合が生ずるのか、他の法律構成によってその不都合は解消できないのか、逆に、法主体性を認めるとどのような問題があるのか(人工知能の意思を法的に観念できるのかなど)を分析し、解釈論及び立法論への示唆を得た。

研究成果の学術的意義や社会的意義

自律的な人工知能(AI)に権利能力、意思能力、行為能力、不法行為能力、犯罪能力(または受刑能力)、納税主体性が認められるかどうかは、人工知能をめぐる法的問題の総論・基礎的部分であり、各論的な法的問題を考察する前提ともなる問題であることから、これらのこれらの問題について分析を加えることによって、自律的な人工知能をめぐる各論的な問題についての解釈論及び立法論に貢献する知見を得られるものと考えられる。

研究成果の概要(英文):We examined the possibility of recognizing the legal capacity to hold rights, mental capacity, capacity to act, ability to take responsibility (or capacity to be punished), and ability to be taxed (hereinafter collectively referred to as legal subjectivity) of autonomous artificial intelligence (AI). Keeping in mind that legal subjectivity of corporations is recognized (capacity of rights and acts, torts of corporations themselves, grounds for corporate taxation, and punishments on corporations), we examined whether any may appear if legal subjectivity is not recognized for autonomous artificial intelligence, whether such problems could be resolved by other legal structures, and, conversely, what problems would arise if legal subjectivity is recognized for autonomous artificial intelligence. On the other hand, we analyzed what kind of problems would arise if the legal subjectivity is recognized, and obtained suggestions for interpretation and legislation.

研究分野：法律学

キーワード：AI 権利能力 不法行為能力 犯罪能力 納税主体性 動物 会社

1. 研究開始当初の背景

人工知能(AI)技術の発達により、自律性を有する(と法的に評価できる)AIの出現を想定して法的分析を行う必要が生じてきている。たしかに、ロボットを用いた自動契約が以前から検討の対象となり、また、たとえば、自動運転システムとの関連で、損害賠償責任をだれに負わせることが適当なのか、AIによる創作物を知的財産として保護すべきか、Fintechとの関連でどのような法的問題が生ずるのかなどの各論的問題については最近検討が加えられている。

2. 研究の目的

1. のような背景をもって、自律的なAIに権利能力、不法行為能力、犯罪能力(または受刑能力)、納税主体性(以下、便宜上、法主体性と総称する)を認める可能性を検討することという総論的な問題について掘り下げた研究を行うことが、各論的問題を考察する前提として有効である。また、欧州議会や欧州各国の最近の動向をふまえると、今後、この研究課題は加速度的に注目されることになると考えられる。

そこで、法人の法主体性が認められていること(権利能力はもちろんのこと、法人自身の不法行為、法人税の課税根拠、法人に対する処罰)を念頭に置きつつ、自律的なAIに法主体性を認めないと何らかの不都合が生ずるのか、他の法律構成によってその不都合は解消できないのか、逆に、法主体性を認めるとどのような問題があるのかを分析し、解釈論及び立法論への示唆を得る。

3. 研究の方法

第1に、応募者及び研究分担者を含む研究会を定期的に行い、各担当者が日本法の分析結果を報告し、討議を行うことによって、課題を発見し、それに基づいて、日本法の分析をさらに進める。必要に応じて、本研究組織に属さない研究者または実務家に参加を依頼し、情報や示唆を得る。

第2に、本研究の課題について直接的に検討を加えた詳細な先行研究は、我が国には存在しないことから、外国における文献を収集する。これも、応募者及び研究分担者が分担して分析し、研究会において報告し、討議する。本研究課題に関連する議論は欧州で行われ始めていることから、大陸法系の国としてドイツとフランスを比較制度の対象国として取り上げるほか、英米法系の国としてアメリカ合衆国及び連合王国を比較制度の対象国とする。

第3に、外国文献の分析を補充し、最新の動向を把握するため、ドイツ、連合王国及びアメリカ合衆国を訪問し、資料収集・聞き取りを行った。また、欧州議会または欧州委員会の動向を調査するという観点からブラッセル(ベルギー)でも現地調査を行った。

4. 研究成果

自律的な人工知能(AI)に権利能力、意思能力、行為能力、不法行為能力、犯罪能力(または受刑能力)、納税主体性(以下、便宜上、法主体性と総称する)を認める可能性を検討した。法人の法主体性が認められていること(権利能力・行為能力、法人自身の不法行為、法人税の課税根拠、法人に対する処罰)を念頭に置きつつ、自律的な人工知能に法主体性を認めないと何らかの不都合が生ずるのか、他の法律構成によってその不都合は解消できないのか、逆に、法主体性を認めるとどのような問題があるのか(人工知能の意思を法的に観念できるのかなど)を分析し、解釈論及び立法論への示唆を得た。

民法法の観点からは、第1に動物との対比を行い、現時点のAIについては、動物と同じく、法人格を付与するには不適格であるという結論が導かれた。しかし、AIの性能は加速度的に高まっており、AIが取引主体性を備えたとの私法上の評価を受けるために何が必要であるのかを検討した。自然人とのアナロジーで考えると、AIが目的指向性を獲得したときに初めて、その法的主体性の肯否を検討するための前提が満たされる。それと同時に、人間ではないモノについて、法的に、さらには社会的に、その尊厳を保障することへの一般的承認が不可欠であるため、現代においてAIの法人格を観念的に議論することは、やはり、はるか遠い将来に向けた夢のある準備的思考実験としての意味しかない。他方、法人とのアナロジーで検討すると、法人制度であれば、AI自体が自律的に目的を設定する必要はない。すなわち、AI法人を承認する際には、AI法人独自の財産を、法人構成員の債権者から隔離することが不可欠である。この財産隔離こそが、法的にも実際にも、法人に独立した取引主体性を付与しているからである。この財産隔離を基礎として、設立者が設定した目的に沿って、AI法人の業務運営が行われる。実際、現在の一般法人法の下でも、AIの財団法人化は可能であると考えられる。

そのうえで、内部組織の在り方や意思決定機関の責任、登記・登録制度、ならびに、財務・会計上の処理などに関する規律が整備されることになる。その中で、収益からの配当を受ける構成員が負う責任についても議論されるであろう。また、AI法人の債権者を始めとする部外者を害するような法人格の利用に対しては、詐害行為取消し・否認制度や法人格否認の法理による規制を受けるのは当然である。こうした営利財団法人としてのAI法人は、一回的権利行使だけを目的とするものではなく、事業活動を継続的に行うために設立されるものであることから、既存

の法人制度からの乖離は小さい。

第2に、立法論として考えた場合に、AIの営利法人(会社)性を認めることにどのような問題があるのかを検討した。株式会社の場合、法人は取締役となることができないとされているが、持分会社(合同会社であっても)の場合には法人が社員、そして業務執行社員となることができるところに着目するならば、合同会社とのアナロジーで自律的AIに法人格を認めることもその社会的必要性が認められる限り不当であるとは必ずしもいえないのではないかという暫定的結論に到達した。もっとも、AIが十分に自律的であるとしても、AIの活動による収益(利益)が自然人あるいは会社などの他の法人等に最終的に分配され、また、帰属するというのであれば、それらの自然人・法人等に対する請求権をAIの取引相手方等に認める必要があるのかもわからない。

刑事法の観点からは、日本の刑法理論としては、立法論としてもAI自体を刑事規制の対象とすることは、現状では、現実的でなく、AI搭載技術利用者側の利用態様に応じた過失認定による問責対象行為者の特定および非難の基礎づけにより、あくまで「自然人」の処罰による対応が重要であるとの知見を得た。さらに、令和元年道路交通法改正により(AI搭載技術の1つといえる)自動運行装置利用の自動車操縦が道路交通に関するジュネーブ条約と整合的な「運転」(ないし「運転者」)概念に含まれることとなったことから、以上の知見は、自動運行装置利用の「運転」に基づく死傷事故が発生した場合の法的措置として意義をもつとの暫定的結論を得た。

たしかに、自律的なAIがたとえば相場操縦や内部者取引を行ったような場合に、そのAIの活動により経済的な利益を得る主体について、故意を認めることは困難であると考えられるが、その場合であっても、経済的利得を吐き出させるという観点及び行為者の主観を必ずしも問題とすることを要しないという観点から、課徴金を科すということは十分に正当化できる。

租税法の観点からは、AI自体を納税主体とすることは、現時点ではAIが財産を保有していないことから難しいものの、AIについて私法上の権利義務の帰属主体性を認めることができれば、AIが財産が保有するという状況を想定できることになるし、AIを主たる納税義務者とし、AI利用者を第二次納税義務者とするアプローチも検討に値する。現時点では、ブレインストーミングの段階にとどまっており、自律的人工知能が具体的に出現した時点で詳細を詰めることを想定している。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 岡本裕樹	4. 巻 94(9)
2. 論文標題 AIによる契約締結	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 15-22
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 岡本裕樹	4. 巻 28
2. 論文標題 AIへの法人格付与に関する私法上の覚書(1)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 筑波ロー・ジャーナル	6. 最初と最後の頁 1-23
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 岡本裕樹	4. 巻 29
2. 論文標題 AIへの法人格付与に関する私法上の覚書(2・完)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 筑波ロー・ジャーナル	6. 最初と最後の頁 21-49
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 1件/うち国際学会 0件）

1. 発表者名 弥永真生
2. 発表標題 ロボット・AIと法 リスクの分配に重点を置いて
3. 学会等名 ロボット学会（招待講演）
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計2件

1. 著者名 弥永 真生、山田 剛志	4. 発行年 2021年
2. 出版社 商事法務	5. 総ページ数 236
3. 書名 AI・DX が変える現代社会と法	

1. 著者名 Yanaga Masao (弥永真生)	4. 発行年 2022年
2. 出版社 Wolters Kluwer	5. 総ページ数 240
3. 書名 Information Technology Law in Japan	

〔産業財産権〕

〔その他〕

つくばリポジトリ https://tsukuba.repo.nii.ac.jp/

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究 分担 者	大野 雅人 (Oono Masato) (10619688)	明治大学・グローバル・ビジネス研究科・専任教授 (32682)	

6. 研究組織（つづき）

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	木村 真生子 (Kimura Makiko) (40580494)	筑波大学・ビジネスサイエンス系・教授 (12102)	
研究分担者	小野上 真也 (Onogami Shinya) (70468859)	清和大学・法学部・准教授 (32522)	
研究分担者	岡本 裕樹 (Okamoto Hiroki) (90372523)	筑波大学・ビジネスサイエンス系・教授 (12102)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関